

平成 18 年 3 月 2 日

交通事故被害者遺族の声を届ける会
代表 金澤喜三

①. 損害賠償請求に関し刑事手続きの成果を利用する制度を
新たに導入する方向での検討及び施策の実施

交通事故においては、事故後早い段階で保険会社が代行する示談交渉の申し入れがあり、損害賠償請求と刑事手続きとの関係も分からないまま、冷静な判断が欠けた状態かつ/また十分な法知識を有さない状態で対応してしまう被害者等が大半です。豊富な経験と法知識を有する保険会社との対応に迫られる被害者等に事故直後から公費により弁護士を選任する権利が付されていない現状は、被害者等に精神的負担と経済的不利益をもたらしています。

国土交通省のホームページにも下記の内容が、制度運用の改善が必要な具体的課題として記載されています。

http://www.mlit.go.jp/kisha/oldmot/kisha99/koho99/jibaiho4_.htm

「交通事故被害者の権利を守るためには、交通事故に係る捜査情報を含む客観的な情報が被害者側に提供されることが必要である。現行法の下では、交通事故に係る捜査情報は訴訟書類として、刑事公判前の非公開が原則となっているが、その一方で、弁護士法 23 条の 2 に基づく照会システムが定着しつつあるなど、一定の改善は図られてきている。しかし、被害者側の権利を保護するためには、事故後の早い時期に、被害者側に正確な情報を開示することが必要であり、一層の情報開示の拡大に向けた関係者の努力が望まれる。

また、損害調査の客観性を向上させるため、保険金の適正な支払を確保する上で必要な場合には、警察の交通事故調査とは別に、独自の科学的調査を実施することができるよう、そのあり方について検討を進めることが必要である。」

事故直後からの公費による弁護士選任を被害者等の権利とした上で、事故後早期に保険会社が介入する交通事故の損害賠償請求における特殊性に鑑み、不起訴事件、無保険車による事件を含めた被害者等の長期に及ぶ精神的、経済的負担の軽減につながる早期捜査情報開示がなされ、被害者等が選任した弁護士から法的助言を受けながら損害賠償請求手続きを進めることができる制度の確立を要望します。

「付帯私訴」に関しては、一般犯罪被害者等からの強い要望があるものと認識していますが、交通事故の被害者等の立場から考えると、賛成しがたい面があります。

- 交通事故においては、その膨大な処理件数から、一般犯罪に比して驚くほど貧弱な捜査しかなされない。
- 被告の後ろには損保会社がついており、ビジネスとしての経済的利益のために巨大な組織で事故を調査し、本来入手できないはずの捜査情報まで事故直後に入手している例は、われわれ交通事故被害者等が多く知るところである。
- にもかかわらず、刑事訴訟法 47 条により、一般犯罪被害者等と同様に、初公判後までは捜査情報が開示されず、「付帯私訴」が導入された場合、情報を精査する時間がほとんどなくなり、逆に交通事故被害者等がさらなる被害を受ける可能性がある。

以上のような理由から、交通事故被害者等としては「捜査情報の早期開示」を前提にした「付帯私訴」導入以外は賛同できません。

また、「付帯私訴」導入に当たっては、同時に刑事裁判への被害者等の当事者としての参加が不可欠であり、ただ、現在の刑事裁判と民事裁判を連続して短期間に行うというだけの意味での「付帯私訴」であれば、交通事故においては被告人と損保会社に対するメリットしかないと考えます。

②公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施

③ 犯罪被害者等に関する情報の保護

④ 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与する事の出来る制度の検討及び施策の実施

被害者等が刑事裁判への直接関与を希望する場合

特に被害者から事情聴取、調書作成ができない死亡等結果が重大な交通事故の刑事裁判において、被害者となった家族から直接事件の真相を聞くことのできない被害者等は刑事裁判での審議に公益の代弁者である検察官とは異なる立

場で「真実の発見」を求めており、被害者等に被告人・証人・鑑定人等に対して事件の当事者として真実発見のために質問、反論する権利を付すことが罪の審議における真実発見の妨げになるとは考えられず、また被害者等の立場で刑事裁判に当事者として参加して事件の真相に近づこうとする行為は、被害者等が事件により受けた精神的ダメージからの回復にとっても必要不可欠であり、被害者等が当事者として刑事裁判に参加する権利の確立を要望します。

また交通事件の起訴率の低さの要因と考えられる起訴便宜主義、検察審査会制度のあり方の見直しを求めます。

起訴便宜主義を採用しているわが国の制度において、例えばドイツのような被害者の刑事裁判への直接関与が困難であるという論点は、昭和 50 年 3 月 18 日の国会法務委員会での答弁の議事録にもありますが、

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/075/0080/07503180080013a.html>

「ドイツの検察制度というのは、いま御指摘のように起訴便宜主義ではなくて起訴法定主義でございますから、証拠があれば起訴をしなければならない、そして不起訴にする場合には裁判所の同意を得なければならぬという意味で、しかも検事自体が裁判所の検事局というものに付置されているような形でございます。裁判所の主宰のもとに検察が運営されているとも言えるわけでありませう。そういう意味において検事の不起訴処分には裁判所の審査が必要であるという制度になっており、かつ、聞くところによりますと、被害者は検事の手を経ないで裁判所に向かっていわゆる準起訴のような請求をすることができるということで、それが相当多い部分についていわゆる準起訴、検察官の手を経ない起訴が行われるという意味におきまして、それは裁判所の審査の上で、先ほど申しました準起訴と同じように、これは理由があるということになればそれは起訴されたこととなるというようなことで、大きく裁判所がいわばそういう意味においては捜査の中に入ってきておる制度であるということは、わが国と根本的に違うわけでございます。さように理解いたしておりますので、ドイツのそういう基本的に違う構造を前提にした被疑者補償の法律化を日本のような全然違う制度の中で取り入れるということには、根本的に大きな変革を伴う問題でございますので消極と解せざるを得ないというのがわれわれの考え方でございます。」

この当時から現在までの間に、昭和 60 年に採択された国連被害者人権宣言をはじめ国際的な潮流としても各国が異なる制度において犯罪被害者の権利の確立に努めており、今後の被害者等の刑事裁判参加の議論において、わが国が採用している起訴便宜主義を理由として刑事裁判において被害者等が当事者として参加する権利が制限されている現状が「やむなし」という結果にいたること

がないよう、刑事裁判において被害者等が真実発見の審議に当事者として参加できる権利の確立を強く要望します。

⑤ 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施